

# 子どもの放課後の未来～ 学童保育の現状と課題

経営経済学科 1年 201733000 文理太郎

## 1 学童保育とは

**学童保育**とは……法律上の正式名称は「放課後児童健全育成事業」で、厚生労働省が所管する。事業を実施する施設は「学童クラブ」「放課後(児童)クラブ」「学童保育所」と呼ばれるが、自治体や設置者によって名称が異なる。略称は「学童」。

## 2 学童保育の現状

学童保育は保護者の保育に欠ける児童の安全を守る場であるとともに、学齢期の児童が自立するための成長支援・健全育成を実践する場でもある。「仕事と子育ての両立」が国を挙げて課題となる中で[3]、特に保育所を利用していた家庭にとっては子どもが卒園して小学校に入学しても保護者が安心して就労・介護・病気治療等を継続する上で不可欠の制度であり、また母親等が小学校入学を機に職場復帰を希望するケースも多いため、地域によっては申請が殺到して待機児童が生じるほど需要が高い。待機になったり生活圏に学童保育施設がなかったりして入所できないと保護者の就労等に大きな不都合が生じるため、「小1の壁」とも呼ばれて社会問題化している。

かつては仕事をもつ親が自主的に父母会や

任意団体を結成して学童保育を立ち上げたり、自治体

が条例で制度化して直営の学童保育を実施するケースが多かったが、学童保

育のニーズ **図 1 待機児童の小学生**

が増え、内容も多様化するとともに民間参入が盛んになった(詳細は「設置・運営の形態」節を参照)。

学童保育施設の統一的な呼び名はなく、地域や自治体、設置主体によって様々である。主な呼び名には「学童クラブ」「放課後(児童)クラブ」「学童保育所」「留守家庭児童会(室)」「児童育成会(室)」などがある。略称として単に「学童」と呼ばれる。東京都板橋区の「あいキッズ事業」のように、学童保育と全児童対策事業(文部科学省管轄)を包括的に実施している例では、学童保育と全児童対策が同じ呼び名という場合もある。また、学童保育の民間参入が進んだ地域では社会福祉法人や株式会社など運営事業者が独自のブランド名を冠している例もある。

